

○財務省告示第二百九十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十二年八月十六日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年九月七日

財務大臣 野田 佳彦

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第九十
回）
- 二 発行の根拠 平成二十二年における財政運
営のための公債の発行の特例等
の法律及びその
に關する法律（平成二十二年法律
第七号）第二条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年法
律第二十三号）第四十六条第一項
及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に關する法律
（平成十三年法律第七十五号。以
下「振替法」という。）の規定の
適用を受けるものとし、その振替
機關は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」という。）
による発行（以下「価格競争入札
発行」という。）、価格競争入札と
同時に行われる入札であつて、価
格競争入札において定められた
利率をその利率とし、価格競争入
札において募入の決定を受けた
各申込みの応募価格を募入額に
より加重平均して得られる価格
をその発行価格とするものによ
- 三 振替法の適
用等
- 四 発行方法

五

募入

決定の

イ

入札競争

ロ

非競争入札

ハ

国債市場

る発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に
 行われる入札であつて、財務大臣
 が各国債市場特別参加者ごとに
 応募限度額を定めるものによる
 発行（以下「国債市場特別参加
 者・第 I 非価格競争入札発行」と
 いう。）及び価格競争入札の募入
 の決定をした後に行われる入札
 であつて、財務大臣が各国債市場
 特別参加者ごとに応募限度額を
 定めるものによる発行（以下「国
 債市場特別参加者・第 II 非価格競
 争入札発行」という。）
 各申込みのうち応募価格の高い
 ものからその応募額を順次割り
 当てる。各申込みの応募額を案分により
 割り当てて、特別参加者ごとの
 各国債市場特別参加者ごとの
 各申込みの応募額を範囲において各
 申込みの応募額を割り当てて各申

六

発

入札競争

価格競争

別第 II 参加者

債市場

行及び

争入札

非競争

者・第 I 参加者

特別参加者

国債市場

行及び

争入札

非競争

者・第 I 参加者

特別参加者

国債市場

行及び

争入札

非競争

者・第 I 参加者

特別参加者

国債市場

行及び

争入札

非競争

者・第 I 参加者

特別参加者

国債市場

行及び

争入札

非競争

者・第 I 参加者

特別参加者

国債市場

行及び

争入札

非競争

者・第 I 参加者

特別参加者

国債市場

行及び

争入札

非競争

者・第 I 参加者

特別参加者

七

払

込

金

額

行争非者特国行争非者特国

で三利第千五七億円
た利付国債についで、
条第一項の規定に基づき
特別会計の規に法第四十六

二

行争非者特国行争非者特国

で二利第千九億円
た利付国債についで、
条第一項の規定に基づき
特別会計の規に法第四十六

ハ

行争非者特国行争非者特国

で二利第千九億円
た利付国債についで、
条第一項の規定に基づき
特別会計の規に法第四十六

ロ

札非
発競
行争
入

額で利付国債についで、
条第一項の規定に基づき
第八十五万五千
面金額で九千五百四十
行した利付国債についで、

十、千、百、十、億、千、
円、兆、千、百、十、億、
十、六、千、百、十、億、
行した利付国債についで、

項の規に基は、
特別会計の規に基は、
特別会計の規に基は、
特別会計の規に基は、

財例等に關する法律第二十
うち、平成十二年の
円、金額で二兆千八百五十九億

イ

入札
発競
行争

争入及入札
行市場特
債参加者
別第Ⅱ非
・格競争
価札発
入札行
利過利
の払込み

(一) 年

○・三パーセント
は、募入決定の通知を受け、
は、払込金額に追加の算
式により算出した金額を第
十号の規定する期日に払い
込むとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{57}{365}$$

(二)

発行時に、
係る所得が、
るものとして振替口座簿中の
口座に記載又は記録される
のについで、前記(一)の算
に、り算出した金額から、
金額(たし、この金額を、
時に、おいて、
住者又は外国人居合算
に、は、前記(一)の算
に出た金額に、
は、外国人居者又
は、他の金額に、
得税の税率を乗じた金額を
控除することができる。

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 還 還 期
日 加 支 額 限 子 以

平成二十二年八月十六日
財務大臣から通知を受けた者
日本銀行
額面金額百円につき百円
平成二十七年六月二十日
る利息を支払う。
い、その日以前六月間に属す
日を支払期とし、各支払期にお
毎、六月二十日及び十二月二十
後、第二期利息

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

規 下 は 払 し 払
定 、 、 期 た 期
す 次 そ が 金 と
る 号 の 銀 額 し
期 及 翌 行 を 次
日 び 営 休 支 の
に 第 業 業 払 算
つ 十 日 に 日 う 式
い 六 に 支 当 た だ により
て 号 に 払 たり と き 算
同 におい 出
じ。て